

このリーフレットの内容は、
国会において平成25年度予算が成立した後に実施の予定です。

地域求職者雇用奨励金と地域再生中小企業創業助成金を統合し、 **地域雇用開発奨励金** を創設します。

雇用機会が特に不足している地域※において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成します。創業の場合は、支給額に上乗せがあります。

※「雇用機会が特に不足している地域」とは、求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域（同意雇用開発促進地域）と、若年層・壮年層の流出が著しい地域等（過疎等雇用改善地域）をいいます。それぞれの地域に該当する市町村については、厚生労働省ホームページを参照（サイト内検索窓に「地域雇用の開発のために」と入力）、または都道府県労働局にお問い合わせください。

制度概要

雇用機会が特に不足している地域で、

①事業所の設置・整備を行い ②ハローワークなどの紹介により労働者を雇い入れた事業主に、
最大3年間（3回）奨励金を支給します。

主な支給要件

- 事業所の設置・整備を行う前に、管轄の都道府県労働局長に計画書※1を提出すること
- 雇用保険の適用事業所を設置・整備すること（事業所非該当の施設は助成対象になりません）
- ハローワーク等※2の紹介により地域求職者を雇い入れること
- 事業所の被保険者数が増加していること
- 労働者の職場定着を図っていること
- 労働者を解雇など事業主の都合で離職させていないこと
- 労働関係法令をはじめ法令を遵守していること
- 地域の雇用構造の改善に資すると認められること

※1 計画期間（計画書の提出から事業所の設置・整備および雇入れ完了まで）は最大18か月

※2 ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる有料・無料職業紹介事業者

支給額（1回の支給額）

事業所の設置・整備および雇入れ完了後、労働局長へ完了届（支給申請）を提出してください。

事業所の設置・整備費用	対象労働者の人数				◆創業と認められる場合は、支給額の1/2を第1回に上乗せ支給 ※()内は創業の場合のみ適用
	3(2)※~4人	5~9人	10~19人	20人以上	
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円	
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円	
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円	
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円	

現行の制度を利用する場合は

地域求職者雇用奨励金

平成25年度予算成立の日までに計画書を提出することが必要です。

地域再生中小企業創業助成金

<対象地域（以下の21道県）>

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

平成25年度予算成立の日までに法人設立または個人事業を開業※し、法人設立登記または個人事業の開業の日から6か月以内に地域再生事業計画認定申請書を提出することが必要です。

※開業から1か月以内に税務署へ開業届を提出しているものに限りです。

